プロジェクト　保険契約
項目　IASB における保険契約プロジェクトの検討状況(有配当契約)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB の保険契約プロジェクトにおける有配当契約に関する直近の審議の状況及び IASB による暫定決定事項をご説明することを目的としている。

2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB における検討状況及び今後の予定

3. 2015 年 6 月 IASB 会議では、有配当契約に関するこれまでの検討結果（教育セッション）を踏まえ、重要な暫定決定がなされている。

4. IASB は、年内の残りの期間で、残された技術的な論点の意思決定を行うことを予定している[1]。また、IASB は、強制適用日の検討は上記の意思決定の後に行うこととしており、2015 年中に最終基準を公表することは予定していない。

III. 有配当契約に関する IASB の審議状況

IASB によるこれまでの検討状況及び今回の暫定決定事項

5. IASB は、有配当契約を「直接連動の有配当契約（企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである有配当契約)」と「間接連動の有配当契約」に区分して検討してきた。

6. 上記に関連して、IASB は、2015 年 6 月の IASB 会議において、直接連動の有配当契約に関して、その対象範囲とこれに対して適用する会計処理（以下「変動手数料アプローチ」という。）などを暫定決定している。変動手数料アプローチでは、金融面の見積りの変更（金利変動など）も非金融面の見積りの変更（死亡率などの変更))も手数料の変動と捉えられるために、契約上のサービス・マージン（CSM）で調整されることになる（CSM はフルアンロックされる)。

[1] IASB は、直接連動の有配当契約に変動手数料アプローチを適用することを暫定決定したことを踏まえ、今後、一般モデルと変動手数料アプローチとの差異を確認するとともに、当該差異がもたらす影響への対応に関する検討を行うことを予定している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

保険契約の分類と適用される会計モデル（概要）

7. 直接連動の有配当契約、間接連動の有配当契約、及び、無配当契約の対象範囲並びに会計処理は、次表の通りである。(網掛けは6月のIASB会議での暫定決定事項)

<table>
<tr><th></th><th>無配当契約</th><th>間接連動の有配当契約</th><th colspan="2">直接連動の有配当契約</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象範囲</td><td>右記以外</td><td colspan="3">保険契約者へ支払うキャッシュ･フローが基礎となる項目からのリターンに連動する</td></tr>
<tr><td>n.a.</td><td>右記以外</td><td colspan="2">企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである。具体的には次の3要件を満たすこと。
・契約上、保険契約者は、明確に特定された基礎となる項目のプールにおける定められた持分に参加していること
・企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを予測していること
・企業が保険契約者に支払うことを予測しているキャッシュ・フローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに連動することが予測されていること</td></tr>
<tr><td>モデル</td><td colspan="2">一般モデル</td><td colspan="2">変動手数料アプローチ</td></tr>
<tr><td>見積りの変更</td><td colspan="2">金融面の見積りの変更
純損益又はOCIで認識する
非金融面の見積の変更
CSMで調整</td><td colspan="2">金融面の見積りの変更及び非金融面の見積りの変更はともに
CSMで調整する（CSMはフルアンロック）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金利費用の計算に使用する金利</td><td colspan="4">金利変動の影響をOCIに表示することを会計方針として選択した場合における、純損益に認識する金利費用の算定に使用する金利</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>実効利回り法</u>を使用できる。</td><td>右記以外のとき、<u>実効利回り法</u>を使用できる。</td><td>企業は、当初認識時点で基礎となる項目を保持することを予定しており、毎期保持しているとき、<u>当期簿価利回り法</u>又は<u>実効利回り法</u>を使用できる。</td></tr>
<tr><td>CSM償却</td><td>時の経過及び有効契約件数</td><td colspan="3">時の経過（実質的に無配当契約と同じである。脚注6参照）</td></tr>
</table>

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

有配当契約に対する IASB のアプローチ

8. IASB は、無配当契約について暫定決定された会計上の要求事項を有配当契約に適用するにあたって、有配当契約に特有の性格を踏まえ、どのような修正が必要かを検討するというアプローチを採用している。

保険契約の分類

9. 有配当契約は、広義には、保険契約者へ支払うキャッシュ・フローが基礎となる項目からのリターンに連動する保険契約である。無配当契約はそれ以外の保険契約である。

10. IASB は、有配当契約を、「直接連動の有配当契約(Direct participation contracts)」と「間接連動の有配当契約（Indirect participation contracts)」に区分して検討を行っている。前者は、「企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである有配当契約」と定義され、後述の変動手数料アプローチが適用される。一方、後者はそれ以外の有配当契約と定義され、無配当契約にも適用される一般モデルが適用される[2]。(6 月 IASB 会議で暫定決定)

11. 直接連動の有配当契約に該当するためには、次の 3 要件をすべて満たす必要がある。(6 月 IASB 会議で暫定決定)
    (1) 契約上、保険契約者は、明確に特定された基礎となる項目のプールにおける定められた持分に参加していること
    (2) 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを予測していること[3]
    (3) 企業が保険契約者に支払うことを予測しているキャッシュ・フローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに連動することが予測されていること

直接連動の有配当契約の会計処理（変動手数料アプローチ）

12. 変動手数料アプローチでは、実質的には、企業は直接的に資産を保有しておらず、投資ポートフォリオにおける企業の利益は、企業が保険契約者に対して請求する変

---

[2] 直接連動の有配当契約は、基礎となる項目のうちの企業持分を資産関連サービスに係る「変動手数料」（手数料は基礎となる項目に連動する）と捉え、間接連動の有配当契約は、基礎となる項目のうちの企業持分を「企業の経済的権利」（企業自身が基礎となる項目を保有している）と捉えている。

[3] 6 月 IASB 会議の資料では、例示として、契約で 90%を保険契約者に支払うケースのほか、契約では 50%を保険契約者に支払うことが明示されているが、裁量権の行使により 90%を保険契約者に支払うケースも示されている

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

動手数料と同額という考え方によるものである。会計処理は、次の通りである。(6月 IASB 会議で暫定決定)

(1) 企業の保険契約者に対する義務は、投資ポートフォリオ(「基礎となる項目」と呼ばれるもの)の公正価値と同額を保険契約者に支払うという義務と、保険契約により提供されるサービスと引き換えに企業が控除する変動手数料との純額と考えられる。

(2) 基礎となる項目の公正価値と同額を保険契約者に支払うという義務の見積りの変更は、基礎となる項目の公正価値の変化と同額である。(バランスシートのミラーリング)

(3) 将来のサービスに対する変動手数料の見積りの変更(金融面の見積りの変更(金利変動など)及び非金融面の見積りの変更(死亡率などの変更))は、将来のサービスに関連する見積りの変更と整合した方法で処理される(変更が生じた報告期間ではなく、将来にわたって認識するように CSM で調整される)。

13. 金利変動の影響を OCI に表示することを会計方針として選択した場合における、純損益に認識する金利費用の算定に使用する金利に関しては、直接連動の有配当契約をさらに次のように処理するアイデアが検討されている。

(1) 企業は、当初認識時点で基礎となる項目を保持することを予定しており、毎期保持しているときは、当期簿価利回り法[4]又は実効利回り法[5]を使用できる。

(2) 上記以外は、実効利回り法を使用する。

14. 直接連動の有配当契約においては、時の経過に基づいて CSM を償却する(6 月 IASB 会議で暫定決定)。これは、実態的に一般モデルが適用される契約と同じ償却処理となると考えられる[6]。「時の経過」に基づくとした検討経緯は次の通りである。

(1) 直接連動の有配当契約は、保険カバーの提供に加え、投資関連サービスの提供も行っている。

(2) 保険カバーのドライバーは、無配当契約と同様に「時の経過」と考えられる。

(3) 投資関連サービスのドライバーは、「時の経過」と「管理対象とされている資産の金額」の 2 つがあると考えられる。

(4) 複数のサービスを提供している時は、各サービスが貢献する方法に応じて CSM

---

[4]当期簿価利回り法は、基礎となる項目側で当期に純損益に認識した金額と同額を、保険負債側でも当期に純損益に認識する処理である(純損益のミラーリング)。

[5] 実効利回りは、将来キャッシュ・フローと現在価値を等価とする割引率(いわゆる内部収益率)である。

[6]後述の通り、IASB は、一般モデルが適用される契約においては、時の経過及び有効契約件数に基づいて CSM を償却するとしている。しかし、IASB スタッフは、保険契約基準の目的は個々の保険契約を測定することであり、CSM 償却のドライバーに「有効契約件数」が含まれることはこの目的から読み取れるので、今般は「有効契約件数」を明示的に含めなかったとしている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の償却を行う方法が最も適切と考えられるという見解が示されつつも、主に次の理由から、時間の経過に応じて償却する方法が適切と考えられる旨が示唆された。

a　保険契約に内在する投資要素は、そもそも当初認識時点で分割できないと判定されたものであり、これを CSM の償却のために細分化することは困難であると考えられる。

b　契約における主要なサービスによって償却パターンを決定する方法があり得るが、何が主要なサービスであるかは契約期間の中で変化し得るため、実際の適用は複雑になると考えられる。

15. 保険契約のなかには、保険契約者間で基礎となる項目の同じプールを共有する他の保険契約者のリスクを負担することに同意している場合(「相互扶助(mutualisation)」と称している)があり、直接連動の有配当契約においては、「相互扶助」を適用することが検討されている。[7]これによって、保険者の直接的なエクスポージャーはグループの集積リスクまで減額されることになる。

間接連動の有配当契約及び無配当契約の会計処理（一般モデル）

16. 一般モデルは、これまで無配当契約に対して適用することを検討してきたモデルであるが、間接連動の有配当契約に対しても適用する方向で検討されている[8]。

17. 一般モデルの会計処理は次の通りである。

(1) 金融面の見積りの変更は純損益又は OCI で認識される。非金融面の見積りの変更は CSM で調整される。

(2) 金利変動の影響を OCI に表示することを会計方針として選択した場合における、純損益に認識する金利費用の算定に使用する金利に関しては、実効利回り法[9]を使用する。

18. 一般モデルが適用される契約においては、時の経過及び有効契約件数に基づいて CSM を償却する。

19. 間接連動の有配当契約においては、会社持分と保険契約者持分の決定に関して企業が裁量権を行使することがあるが、その裁量権の行使の影響は CSM で調整することが検討されている。特に、金利は変動したが将来キャッシュシュ・フローは変更し

---

[7]間接連動の有配当契約において、どのような場合に「相互扶助」が適用されるのか、将来の IASB 会議で検討される予定である。

[8] IASB は、無配当契約と間接連動の有配当契約は、基礎となる項目からのリターンへの依存性（資産依存性）の程度の差と考えている。

[9] 無配当契約は、資産依存性がない（金利変動を反映しない）ため、当初認識時の実効利回り（＝ロックイン金利）がその後も引き続き使用される契約と整理されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

なかった場合には、次の二つに分解してその効果を認識するとされている。

(1) 金利変動によって、将来キャッシュ・フローも変動したと仮定する。その効果は、純損益又はOCIで認識する。

(2) 将来キャッシュ・フローを変動させないために、企業は裁量権を行使して相殺的な将来キャッシュ・フロー変動を行ったと仮定する。その効果は、CSM で調整する。

20. なお、IASB は、一般モデルと変動手数料アプローチとの差異を確認するとともに、当該差異（いわゆるクリフ効果）についてどのように対応すべきかの検討を将来のIASB会議で行う予定である。

2015年5月27日及び7月3日の保険契約専門委員会での主な意見

直接連動の有配当契約の対象範囲

21. 当初、黙示の資産管理手数料という名称で議論されていた時は、対象範囲は投資契約型商品だけと考えていた（日本の場合は、変額保険など極めて限定的）。しかし、最近のIASB会議資料で明らかにされつつある本アプローチの趣旨（保険契約者の利益のために資産運用する、運用した剰余は基本的に保険契約者に返却する等）を踏まえると、ハイレベルで判定する限り、日本の生命保険契約の多くは直接連動の有配当契約に該当するのではないかと考え始めている。（作成者）

22. 対象範囲の要件に関して、「定められた持分は、契約上、企業が保持しても良い持分が定められている場合のみ存在する」などの記載があり、日本の生命保険契約の多くはこのように記載されていないため、直接連動の有配当契約に該当するか否かは明確ではないと思われる。（監査人）

有配当契約におけるCSMの償却

23. CSMの償却において、時の経過と有効な契約件数を反映するだけでは不十分であり、報告期間に提供されたサービスの規模も反映すべきである。（作成者）

24. 時の経過に基づくことが定額償却を意味するのであれば、保険契約収益が忠実な表現を示さない懸念があり、反対である。将来の利益について毎期に見積ることによって算定する現状の実務があるなか、CSMを償却すること自体に違和感がある。基準やガイダンスにおいて、これまでの生保における実務が適用できなくなることが懸念される。（作成者）

25. 契約ごとにCSMを投資収益と引受収益に分けて償却することは実務上困難である。また、仮に両者を分けずに償却する場合に適切なドライバーがあるとしても、その

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

算定負荷が高いのであれば、「時の経過」をベースにすることでも良い。(作成者)

26. CSM の償却額は保険契約の業務成績を把握するために重要であるので、償却方法の明確化は必要である。(監査人)

27. 当初認識時において CSM を現在価値ベースで算定していることを踏まえると、生命保険契約において定額償却はなじまないように思う。(利用者)

相互扶助

28. 相互扶助は保険の本質であり、直接・間接連動、または裁量権の有無に関わらず、相互扶助は行われるとの認識である。「契約条項で規定する」という部分は、どの程度細かい記載が求められるか次第と考えている。(作成者)

29. 相互扶助が生じる場合の要件を契約条項で規定することを求めているが、相互扶助について common sense として広く認められているならば、許容すべきではないか。伝統的な保障商品が中心の日本においては、契約上は明記されていないが、保険契約者間の相互扶助は前提とされている。(作成者)

間接連動の裁量権

30. 裁量権によるキャッシュ・フローの変動を CSM でアンロックすることは、CSM の本質と関連付けると、経済実態に即しており、これが示された点は評価している。ただし、裁量権の大きさと、直接連動・間接連動の有配当契約の区分の関係性が整理できていないと考える。(作成者)

31. 利用者の立場では、将来キャッシュ・フローの見積り変更が、CSM でアンロックされる場合と、OCI で表示される場合の区分が分かりづらい。(利用者)

IV. ASBJ 事務局による分析

32. IASB における直接連動の有配当契約に関する暫定決定事項等に対する ASBJ 事務局による主な分析は、次のとおりである。

直接連動の有配当契約の会計処理及び対象範囲

(1) IASB は、2015 年 6 月会議において、直接連動の有配当契約の対象範囲について暫定決定を行っている。しかし、市場関係者の中から、保険契約を直接連動の有配当契約、間接連動の有配当契約、無配当契約の 3 つに区分することは複雑性を高めるという見解も示されている。2013 年の改訂 ED において、当該 3 区分に分けた提案がされていなかったことや改訂 ED からかなりの変更を行ってきていることを踏まえると、最終化するにあたって、基準の要求事項が十分に機能するかを

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

確認するためのフィールドテストを実施するとともに、再公開草案の必要性について、デュー・プロセスの観点から慎重に検討する必要があると考えられる。

(2) IASB が暫定決定した「変動手数料アプローチ」は、一部の有配当契約について変動対価の要素を有する契約と捉えたうえで、会計上の要求事項の検討を進めるものである。他方、ASBJ が 2015 年 3 月に会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議に提出したペーパーでは、資産及び負債のキャッシュ・フローの相互関係に着目し、保険契約の要素及び基礎となる資産からのキャッシュ・フローが重要な程度に相互に関連している場合、所謂 CSM のフルアンロックに概ね支持していた。一部の項目について所謂 CSM のフルアンロックを要求するという点では、両者は一致しているが、考え方及び適用要件等について差異があると考えられる[10]。

(3) 「変動手数料アプローチ」における適用要件については、幅広い解釈が生じる可能性がある。そのため、次の点について市場関係者における理解の共有を図るための更なる取組みを行うことが重要と考えられる。

- 「明確に特定された基礎となる項目のプール」の識別方法
- 契約に裁量権がある場合における各要件の適合性に関する判断規準
- オープン・ポートフォリオを前提とした場合における各要件の適合性に関する判断規準

有配当契約に関する CSM の償却方法

(4) IASB は、2015 年 6 月会議において、有配当契約について、CSM の償却のドライバーを「時の経過」のみとする暫定決定を行っている。しかし、CSM の償却方法は、は保険会社の財務業績を適切に表示する上で極めて重要なものであり、最終化にあたっては、関係者からの十分なインプットを踏まえた審議が必要な点である。直接連動の有配当契約の定義や要件から考えると、資産管理サービスを多く提供しているサービスが含まれることが予想される。このため、CSM の償却パターンについては、資産管理サービスの提供パターンも必要に応じて考慮に入れるなど、慎重に検討を進めるべきであると考えられる。

相互扶助

(5) 「相互扶助」に関する定めについては、変動手数料アプローチのみを適用対象とする形ではなく、基礎となる項目との関係が明確に識別しうる場合に適用することが適当であるという見解があり、この点に関して更なる検討が必要と考えられる。

---

[10] 第 18 回保険契約専門委員会(4 月 23 日開催)においても検討を行った。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

有配当契約の金利費用の表示

(6) 本資料第 13 項に記載した IASB スタッフによるアイデアに基づくと、特に、当期簿価利回り法の適格要件を満たす契約に対しては、当期簿価利回り法に加え、実効利回り法の適用、直近の割引率（つまり、全て純損益）の利用と会計方針の選択として非常に幅広い方法を認めることとなる。このため、IASB スタッフによるアイデアについて、企業間の比較可能性の確保などの観点から、慎重な検討が必要と考えられる。

ディスカッション・ポイント
IASB で審議が進められている有配当契約に関する保険契約専門委員会の検討状況（2015 年 6 月の IASB 会議における暫定決定事項などに対する「ASBJ 事務局による気付き事項を含む」）について、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。